

秋田市子育て情報ホームページ広告掲載事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、秋田市（以下「市」という。）が管理する秋田市子育て情報ホームページ（以下「子育て情報」という。）への広告事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体等)

第2条 広告媒体および広告の規格については、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告媒体は、静止画像とし、広告主が指定するホームページに遷移する機能を有するものとする。

(2) 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

ア 大きさ 縦64ピクセル、横240ピクセルとする。

イ ファイル形式 J P E G、P N G又はG I Fとし、アニメーション効果がないものとする。

ウ データ容量 300K B（キロバイト）以下

エ 代替テキスト 「広告：広告掲載事業者名」

オ 色調 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を1：4.5以上とり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなど、文字を読みやすくするように配慮すること。

2 前項に規定するもののほか、広告に関する規定は、秋田市子育て情報ホームページ広告募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の内容等は、要綱および秋田市広告掲載基準の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に添ったものとし、次の表現を含んだ広告は禁止とする。

(1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタ

ン」、「アラートマーク」、「ラジオボタン」、「テキストボックス（入力できるように見えるもの）」、「プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）」等

(2) 閲覧者が市に関する情報であるかのように混同するおそれがあるもの

(例)「子育て情報ホームページと類似の色調および字体を使用するもの」等

(3) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例)「文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの」等

3 前項に規定するもののほか、広告の表現等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告主の決定)

第4条 広告主の決定は、前条の規定に基づき、応募の内容について審査した上で、決定するものとする。

2 前項の規定による決定に関して必要な事項は、募集要項により定めるものとする。

(契約の締結等)

第5条 前条第1項の規定による決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が50万円に満たない場合であって、契約の履行が確実であると認められるときは、契約書の作成を省略できるものとする。

(広告掲載料の納入方法等)

第6条 広告主は、契約した額を広告料として市に納付する。なお、広告料の納付は、一括払いとし、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告は終日掲載する。ただし、ホームページのメンテナンスおよび停電等による公開停止期間は除く。

3 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

4 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(広告原稿の作成および提出)

第8条 広告主は、第2条の規定により作成した広告原稿を、広告掲載の申し込みを行うときに提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

3 市は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して変更を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第9条 市は、広告の内容に誤りを発見したとき又は広告の内容等が各種法令もしくはこの要領等に違反し、もしくは違反する恐れがあると判断したときは、いつでも広告主に変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 要綱第4条の規定に反すると認めるとき。

(2) 要領第2条又は第3条の規定に反すると認めるとき。

(3) 要領第9条の規定による広告内容の変更が行われないとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消した場合は、市が、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により、広告の掲載を取り消した場合は、市は、広告主が市に納入すべき掲載料の減額は行わないものとする。

4 第1項の規定により、広告の掲載を取り消した場合は、市は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、市に申し出なければならない。

3 第1項の規定により、広告の掲載が取り下げられる場合は、市は、広告主が市に納入すべき納入料の減額を行わないものとする。

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して10日前までに、市に届け出るものとする。

2 市は、前項の届出があった場合は、速やかに要綱第4条の規定に基づき審査し、リンク先の変更の可否を決定する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月22日から施行する。

附則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。